

船舶事故調査報告書

令和4年2月2日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和3年6月12日 14時02分ごろ
発生場所	高知県宿毛市宿毛湾港 池島灯台から真方位088° 1,080m付近 (概位 北緯32° 55.2′ 東経132° 41.8′)
事故の概要	旅客船すくもは、無人の状態で棧橋に係留中、また、瀬渡船旭洋丸は、出航中、旭洋丸がすくもに衝突した。 旭洋丸は、釣り客1人が負傷し、右舷船尾部の手すりの折損等を生じ、また、すくもは、左舷船尾部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和3年6月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 旅客船 すくも、82トン 136506、高知県宿毛市 29.79m×6.20m×2.60m、アルミニウム合金 ディーゼル機関2基、1,471kW（合計）、平成15年3月12日 B 瀬渡船 旭洋丸、13トン 282-19458高知、個人所有 14.10m (Lr) × 4.11m × 1.35m、FRP ディーゼル機関2基、842.9kW（合計）、平成15年8月
乗組員等に関する情報	A 船長A 51歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成14年1月15日 免状交付年月日 平成28年12月2日 免状有効期間満了日 令和4年1月14日 B 船長B 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年7月6日 免許証交付日 令和元年6月11日 (令和6年7月5日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 1人（釣り客B）
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船尾部の手すりに折損及び同部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>A船は、宿毛湾港に所在し、宿毛市が管理する棧橋（以下「本件棧橋」という。）に入船右舷着けとして無人の状態に係留していたところ、B船が左舷船尾部に衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、令和3年6月12日14時01分ごろ船首着けに係留していた本件棧橋北方の岸壁（以下「本件岸壁」という。）を出航した。</p> <p>本件棧橋北西方の岸壁（以下「フェリー岸壁」という。）では、B船が出航するころ、遊漁船2隻が機関を使用してフェリー岸壁に船首着けしていた。</p> <p>船長Bは、操舵室左舷側の操縦席の前で立って手動操舵により操船に当たり、釣り客1人（以下「釣り客B」という。）が後部甲板の長椅子の右舷側に腰を掛けた状態で、舵輪を中央にし、機関を微速後進にして本件棧橋に平行の針路及び約3.0ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）になったので、機関を停止し、惰力で後進した。</p> <p>船長Bは、そのまま真後ろに後進しているものと思い、操舵室左舷側の外にいた釣り客1人と会話をしながら惰力で後進約3.0knで進行中、14時02分ごろ、後ろからの衝撃を受けて衝突音を聞き、右舷後方を見たところ、B船の右舷船尾部がA船の左舷船尾部に衝突したことを知った。</p> <p>船長Bは、釣り客の負傷状況等を確認するため、後部甲板に行き、釣り客Bが、衝突で折損した右舷船尾部の手すりが右腕に当たり、負傷したことを知り、119番通報を行うとともにB船を本件岸壁に戻した。</p> <p>船長Bは、船長Aと共にA船の衝突状況を確認したところ、左舷船尾部外板に擦過傷を認めた。</p> <p>釣り客Bは、救急車で宿毛市所在の病院に搬送され、右肘打撲傷及び鼻根部挫創と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船及びB船、写真2 A船及びB船、写真3 B船の損傷状況（右舷船尾部）、写真4 B船の損傷状況（右舷船尾部）、写真5 釣り客B配置状況 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Bは、瀬渡船の操船経験が約20年あり、ほぼ毎日、B船を本件岸壁から出入航していた。</p> <p>船長Bは、左舷方に向いた姿勢で、操舵室左舷側の外にいた釣り客と会話を夢中となり、右舷船尾方の見張りがおろそかになり、約25m離れたフェリー岸壁に船首着けしていた遊漁船2隻の船尾方に至っ</p>

て放出流により、惰力で後進していたB船の船尾部が本件棧橋側右方に振られてA船に向かう態勢となって進行していることに気付かなかったと本事故後に思った。(図1参照)

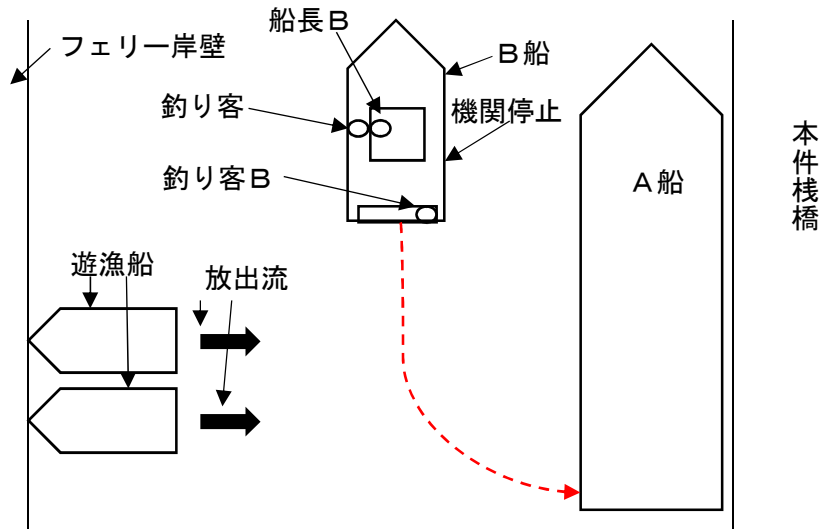


図1 事故時の状況

船長Bは、本件岸壁に出入航する際、フェリー岸壁北東側に船首着けしていた遊漁船の放出流を受けて船首が本件棧橋側右方に振られた経験が複数回あったが、フェリー岸壁南西側に船首着けしていた遊漁船の放出流を受けて船尾部が本件棧橋側右方に振られたのは初めてだった。

B船は、本事故当時、操舵室の右舷船尾方に見張りに支障となる障害物がなく、死角は生じていなかった。

船長B及び釣り客7人は、救命胴衣を着用していた。

分析

乗組員等の関与
船体・機関等の関与
気象・海象等の関与
判明した事項の解析

- A なし、B あり
- A なし、B なし
- A なし、B なし

A船は、本件棧橋に入船右舷着けとして無人の状態に係留中、B船が衝突したものと考えられる。

B船は、本件岸壁に船首着けの状態から後進により出航中、船長Bが、そのまま真後ろに後進しているものと思い、左舷方に向いた姿勢で釣り客と会話に夢中となっていたことから、惰力で後進を続け、フェリー岸壁に船首着けしていた遊漁船2隻の放出流により、B船の船尾部が本件棧橋側右方に振られてA船に向かう態勢となって進行していることに気付かず、B船がA船に衝突したものと考えられる。

原因

本事故は、A船が本件棧橋に入船右舷着けとして無人の状態に係留中、B船が本件岸壁に船首着けの状態から後進により出航中、船長Bが、左舷方に向いた姿勢で釣り客と会話に夢中となっていたため、惰

	<p>力で後進を続け、フェリー岸壁に船首着けしていた遊漁船2隻の放出流により、B船の船尾部が本件棧橋側に振られてA船に向かう態勢となって進行していることに気付かず、B船がA船に衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操船者は、乗船者との会話に夢中になることなく操船に専念すること。 ・ 出航中の遊漁船及び瀬渡船の船長は、着岸中の他船の放出流などの影響を自船が受けることを考慮して操船すること。

付図1 事故発生経過概略図

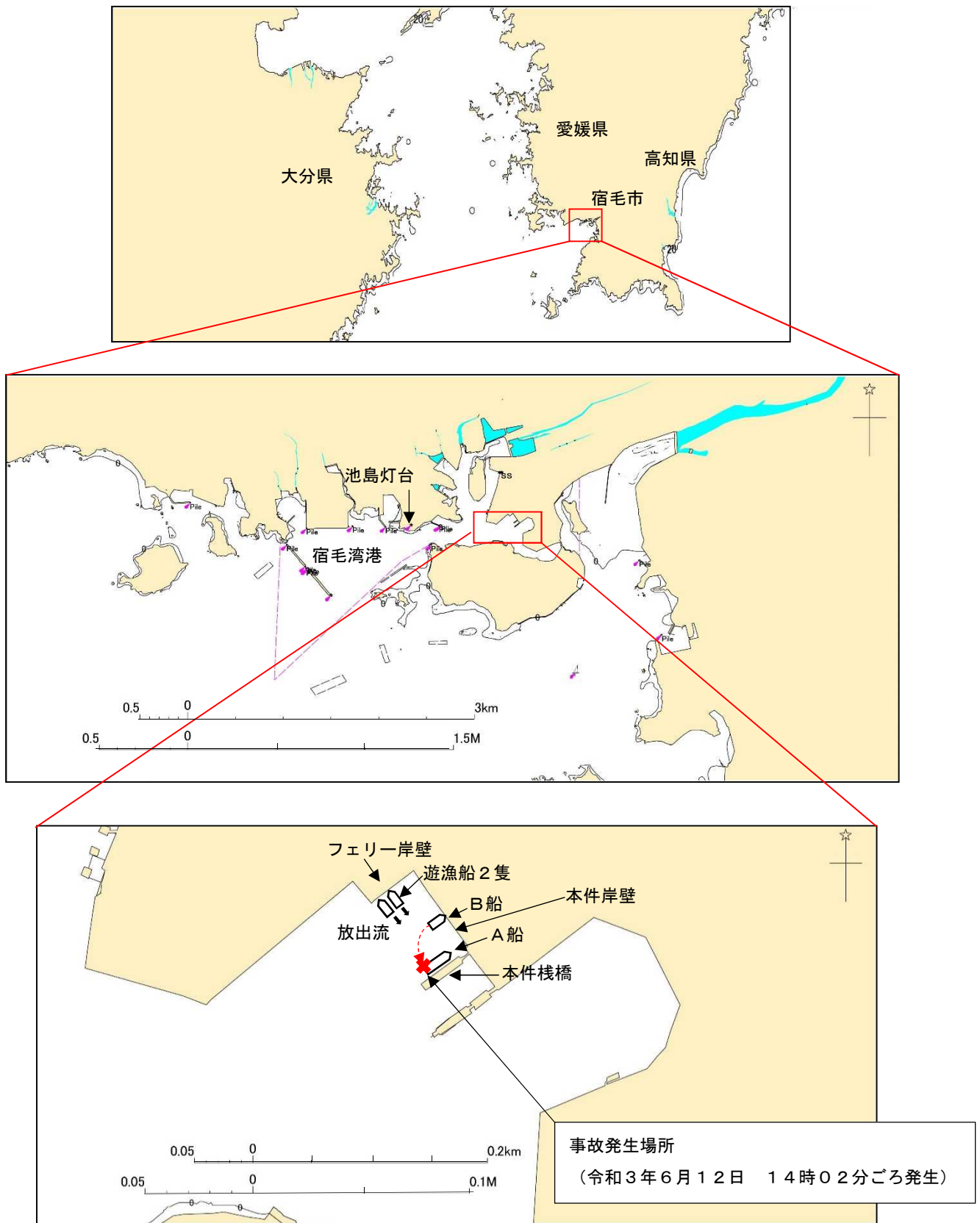


写真1 A船及びB船

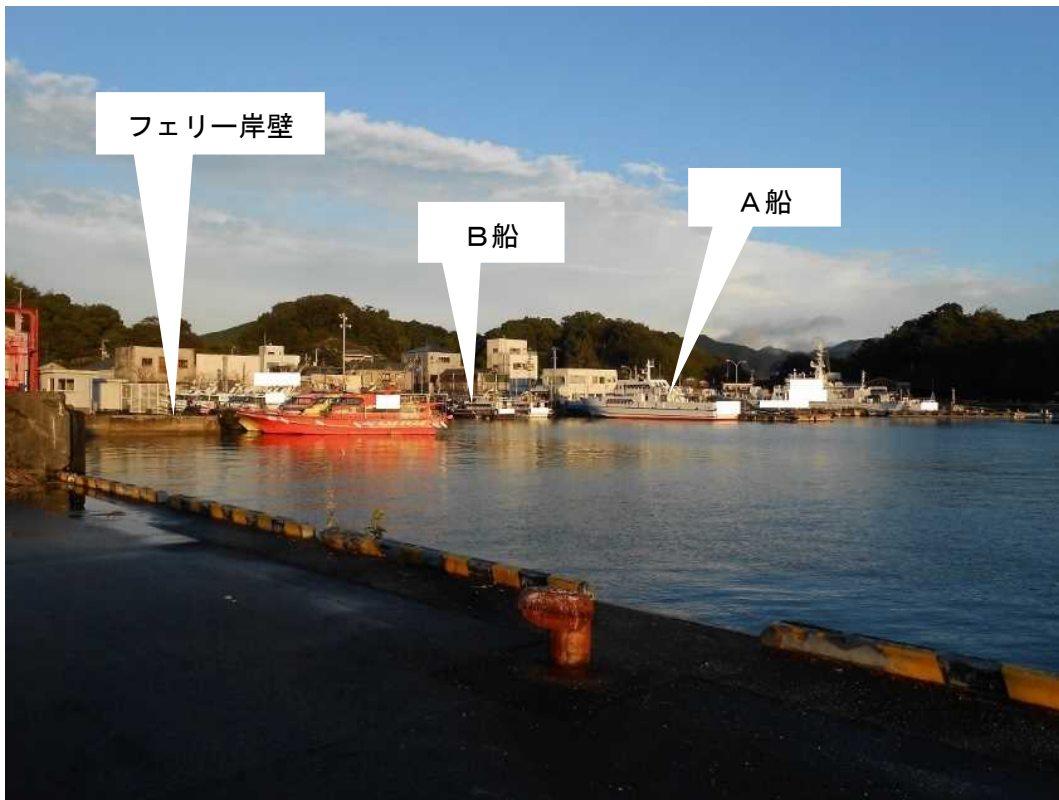


写真2 A船及びB船



写真3 B船の損傷状況（右舷船尾部）



写真4 B船の損傷状況（右舷船尾部）

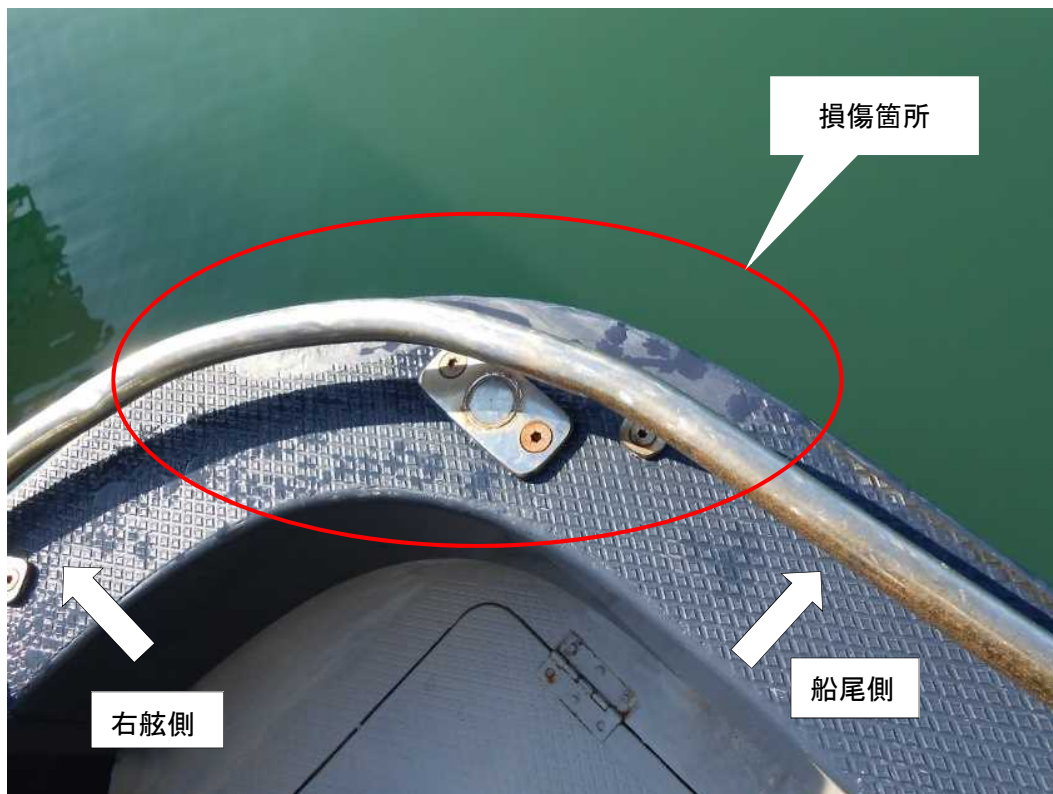


写真5 釣り客B配置状況

